

借金問題の解決はまず相談!!

借金の問題は必ず解決できます。国東市ではアイネス（大分県消費生活・男女共同参画プラザ）、弁護士会など関係機関と連携して多重債務の解決に向け取り組んでいます。まずは相談です！

債務整理は、一人ひとりの借金の額や収入、資産によって適した方法があります。

債務整理の手続きを開始すると、弁護士・司法書士や裁判所からの通知により貸金業者からの取立てが止まります。

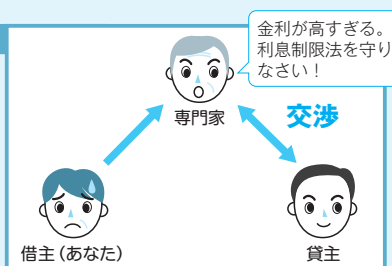
任意整理

裁判所を過ぎずに、弁護士や司法書士に依頼して、話し合いで返済方法を和解決します。

適している場合…借金総額が比較的少額の場合・「引き直し計算※」で借金の減額が見込まれる場合

長所 当事者間の話し合いのため、柔軟な返済計画を組むことが可能

短所 話し合いに応じない貸金業者への強制力がない



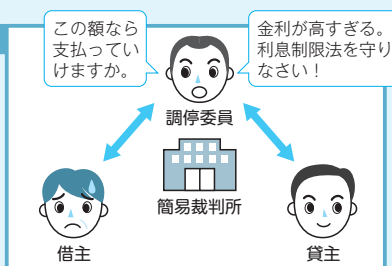
特定調停

簡易裁判所に申立てをして、調停委員のあっせんにより返済方法を調整します。

適している場合…借金をしている貸金業者の数が少ない場合・「引き直し計算※」で借金の減額が見込まれる場合

長所 弁護士等専門家に頼まずにできるので、費用が安い

短所 借金をしているすべての貸金業者の合意が必要



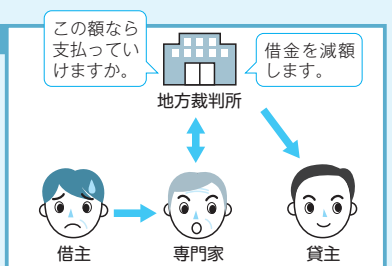
個人版民事再生

地方裁判所に申立てをして、認可された再生計画に基づき、債務を返済します。

適している場合…借金をしている貸金業者の数や額が多い場合・住宅ローンがあり、住宅を手放したくない場合

長所 すべての貸金業者の合意を得る必要がない

短所 給与など定期的な収入がある等利用できる者に制限がある・手続きに費用と時間がかかる



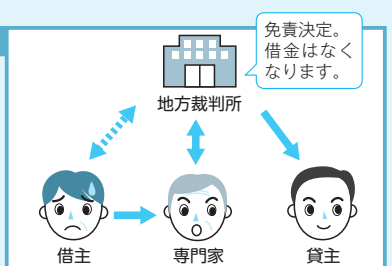
自己破産

地方裁判所に申立てをして、財産を処分することで債務の支払いを免責してもらいます。

適している場合…返済の見込みがない場合

長所 免責が決定されれば、早期に借金から解放される（破産原因によっては、免責されない場合もあります）

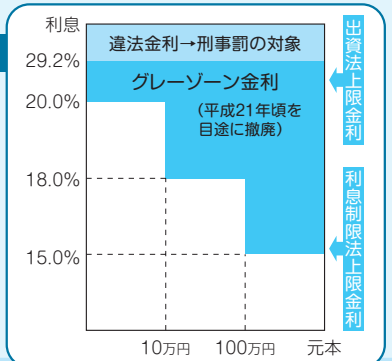
短所 最低限の生活資材を除き、住宅等の財産を失う



※ 債務の引き直し計算

利息について定めた法律には、「利息制限法」と「出資法」があり、異なる上限金利が定められています。この間の金利は「グレーゾーン金利」と呼ばれていますが、このグレーゾーン金利は一定の要件を満たさない限り無効であり、支払う必要はありません。

債務の整理を行う際に、債務を利息制限法に基づく金利で計算し直すことを「引き直し計算」といいます。引き直し計算により、債務の減額ができる場合があります。また、長期にわたって返済を続けている場合には、払い過ぎた利息（過払い金）を取り戻せる可能性もあります。



● 問い合わせ

アイネス ☎097-534-4034 大分テラス ☎050-3383-5520 国東市商工観光課 ☎0978-25168